

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受けた町内の中小企業者等の事業継続を支援するため、松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金（以下「持続化給付補助金」という。）の交付に対し、予算の範囲内において持続化給付補助金を交付するものとし、その交付に関しては、松野町単独補助金等交付規則（平成11年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認める者をいう。

2 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する感染症をいう。

(補助対象者)

第3条 持続化給付補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等をいう。

- (1) 本社又は主たる店舗、工場若しくは事業所等の所在地が町内に6か月以上住所を有する個人または法人で町税等の納税義務を有する者
- (2) 持続化給付補助金の申請日において、1年以上継続して同一事業を営む者
- (3) 今後も本申請での事業を継続していく意思のある者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月までのいずれか1か月の売上高が前年同月と比較して30%以上減少している者
- (5) 納期の到来した町税等に滞納がない者
- (6) 農林漁業事業者でないもの（法人を除く。）
- (7) 国の持続化給付金制度に定める不給付要件に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、補助対象者とすることができる。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当する場合
- (2) その他町長が適当でないとするもの

(持続化給付補助金の額及び条件)

第4条 持続化給付補助金の額は、別表1に定める限度額を超えない範囲内で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収

入に12を乗じて得た金額を差し引いたものとし、交付は1回限りとする。

2 国や他自治体等の持続化給付金等の支給を受けている者は、その金額を差し引いた額とする。

(交付の申請)

第5条 持続化給付補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、「松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月31日までに町長に提出しなければならない。

(1) 2019年確定申告書類（写し）または住民税申告書（写し）

(2) 売上明細表（様式第2号）

(3) 町税等納付状況調査同意書（様式第3号）

(4) 誓約書（様式第4号）

(5) 口座通帳の写し

(6) 国や他自治体等の持続化給付金等給付決定通知書の写し

(7) 本人確認書類（個人事業者等）

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、「松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）」により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の交付の通知を受けた者は、速やかに「松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付請求書（様式第6号）」を町長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、持続化給付補助金を交付しない。

(1) 持続化給付補助金を目的以外に使用したとき

(2) 持続化給付補助金交付申請時に松野町内で営業していない、又は住居を有しないとき

(3) 持続化給付補助金交付申請時に町税等を滞納しているとき

(4) その他町長が持続化給付補助金の交付が適当でないと認めたとき

(調査及び報告)

第9条 町長は、この要綱を適正に運用するため必要と認める場合は、申請者に対して、必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、申請者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、持続化

給付補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した持続化給付補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により持続化補給補助金の交付を受けたとき
- (2) 持続化給付補助金に合わせて国や他自治体等の持続化給付金等の支給を受けたことにより、売上減少分を超えて補助を受けたと認められるとき
- (3) その他町長が不相当と認めたとき
(書類の保管等)

第 11 条 申請者は、当該持続化給付補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を持続化給付補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、持続化給付補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月20日から施行する。

附 則 (令和2年6月2日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

支給条件	持続化給付補助金限度額
売上前年同月日対比 50%以上減少している者	500,000 円
売上前年同月日対比 49%減少している者	500,000 円
売上前年同月日対比 48%減少している者	490,000 円
売上前年同月日対比 47%減少している者	480,000 円
売上前年同月日対比 46%減少している者	470,000 円
売上前年同月日対比 45%減少している者	460,000 円
売上前年同月日対比 44%減少している者	450,000 円
売上前年同月日対比 43%減少している者	440,000 円
売上前年同月日対比 42%減少している者	430,000 円
売上前年同月日対比 41%減少している者	420,000 円
売上前年同月日対比 40%減少している者	410,000 円
売上前年同月日対比 39%減少している者	400,000 円
売上前年同月日対比 38%減少している者	390,000 円
売上前年同月日対比 37%減少している者	380,000 円
売上前年同月日対比 36%減少している者	370,000 円
売上前年同月日対比 35%減少している者	360,000 円
売上前年同月日対比 34%減少している者	350,000 円
売上前年同月日対比 33%減少している者	340,000 円
売上前年同月日対比 32%減少している者	330,000 円
売上前年同月日対比 31%減少している者	320,000 円
売上前年同月日対比 30%減少している者	310,000 円
売上前年同月日対比 29%以下減少している者	補助金対象外

様式第1号（第5条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付申請書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

⑩

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|-----|---|-------|---|
| 1 | 持続化給付補助金交付申請額 | _____ | 円 |
| 2 | 売上高等 | | |
| | A：前年の総売上額（1月～12月） | _____ | 円 |
| | B：令和2年1月～12月における売上が最も減少した月の売上額 | _____ | 円 |
| | C：前年におけるBと同月の売上額 | _____ | 円 |
| | D：減少率（C－B）／C×100
（少数点以下第1位を四捨五入） | _____ | % |
| | E：前年の総売上との差額
A－（B×12） | _____ | 円 |
| | F：国や他自治体等の持続化給付金等給付決定額 | _____ | 円 |
| | G：持続化給付補助金申請額
（EからFを差し引いた額または、Dの減少率における別表1の
限度額のうち、どちらか小さいほうの額） | _____ | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| (1) | 2019年（法人は前事業年度）確定申告書類（写し）
または住民税申告書（写し） | | |
| (2) | 売上明細表（様式第2号） | | |
| (3) | 町税等納付状況調査同意書（様式第3号） | | |
| (4) | 誓約書 | | |
| (5) | 口座通帳の写し | | |
| (6) | 国や他自治体等の持続化給付金等給付決定通知書（写し） | | |
| (7) | 本人確認書類（個人事業者等） | | |
| (8) | その他町長が必要と認める書類 | | |

様式第2号（第5条関係）

売上明細表

	令和2年売上実績①	令和元年売上実績②	売上減少率 (②-①) / ② × 100
1月	円	円	%
2月	円	円	%
3月	円	円	%
4月	円	円	%
5月	円	円	%
6月	円	円	%
7月	円	円	%
8月	円	円	%
9月	円	円	%
10月	円	円	%
11月	円	円	%
12月	円	円	%
計	円	円	%

上記各項目に記載の金額は、当社（私）の売上高と相違ありません

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

⑩

様式第3号（第5条関係）

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名 ⑩

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付申請に当たり、申請者である当社（私）の下記の町税等の納付状況について、松野町が調査することに同意します。

-----以下松野町記入欄-----
記

費 目	滞納の有無	調査担当 部署名	確認日	担当者 確認印
法人税	有 無			
町民税	有 無			
固定資産税	有 無			
軽自動車税	有 無			
国民健康保険税	有 無			
後期高齢者医療保険料	有 無			
介護保険料	有 無			

様式第4号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

⑩

当社（私）は、松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金の申請及び請求について、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、必要な場合には関係機関（愛媛県警等）に個人情報等を照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 申請書および添付資料に記入した内容に間違いはありません。
- 3 今後も本申請での事業を継続していく意思があることに間違いありません。
- 4 売上高減少の原因は、新型コロナウイルス感染症の影響であることに間違いありません。
- 5 持続化給付補助金に合わせて国や他自治体等の持続化給付金等の支給を受けたことにより、売上減少分を超えて補助を受けたと認められる場合において、続化給付補助金の返還を求められた場合、直ちに従います。

様式第5号（第6条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

松野町長

年 月 日付けで申請のあった松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金について、松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

持続化給付補助金交付決定額 _____ 円

様式第6号（第7条関係）

松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付請求書

年 月 日

松野町長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金について、松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 持続化給付補助金請求額 _____ 円

2 持続化給付補助金の振込先

金融機関名		本店・支店名	
フリガナ口座名義			
口座番号	普通・当座		